

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第12回）議事概要

- 1 日時：平成20年7月22日（火）14:00～17:30
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
（委員）竹内統計委員会委員長、美添座長、伊藤委員、大橋委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員
（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府（事務局）中田総務省政策統括官（統計基準担当）、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長他
- 4 議事次第 （1）報告書案の審議について
（2）その他

5 議事概要

議題1：報告書案の審議について

総務省政策統括官室から、資料1に基づき、項目ごとに報告書の概要を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

【全体を通じて】

- ・ II以下の各項目において、「現状」「必要性」は、「基本的考え方」の前にあるべきではないか。
- ・ 記述されている内容に重複が多い。整理すべき。
- ・ 基本計画の前書で、第1回目の基本計画の位置づけを明確に記述すべき。

【I 趣旨及びWGの検討課題】

- ・ P1（2）の最後の段落において、①「質的な面でも限界に近づきつつあることから、」では、量的な問題が見えてこない。「近づきつつある。」で切った方が良い。②「懸念される。」より「可能性が極めて高い。」とすべき。③「必ずしも十分な配分」で「必ずしも」は不要ではないか。④タイトルは「統計リソースの確保・有効活用等」で統一すべき。
- ・ 基本計画で示すべき夢や新たなチャレンジ、新しいものを開発する意欲といったものが欠けている。将来への展望がもてるような基本計画にしてほしい。
- ・ IIIのP12～13の「基本的な考え方」の文章の方が、P1の記述として適切だと考える。
- ・ 考え方の流れとしては、現在のP1が適切。現在のP1の考え方でIIIの「基本的な考え方」を修文し、その文章をP1に移行させるべき。

【II 公的統計の整備の考え方（スキーム・基準関係）：統計ニーズの把握方法】

- ・ P3ア①の「作成者の視点」の意味が不明。「作成者は利用者の視点を踏まえた」といった表現になるのではないか。
- ・ アの「基本的な考え方」の①～③とイの「現状」が一对一で対応しておらず、理解し難い。
- ・ 「基本的な考え方」ア①の「行政サービス」という用語には違和感がある。むしろ「任務」や「使

命」ではないか。また、P 4 (3) は、統計委員会、政策統括官、各府省の並びになるべきではないか。

【Ⅱ 公的統計の整備の考え方（スキーム・基準関係）：基幹統計の指定等の基準の明確化、統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価】

- ・ ①P 6の(3)では、(1)の①～⑨を入れた記述にすべき。②P 8の①～⑧は、見直し・効率化に係るものと評価に係るものが混在している。別立てにした方が良い。③P 9の(3)は評価に偏った内容になっている。見直し・効率化に係るものと切り離すべき。④P 7のタイトルでは、見直し・効率化は統計調査が対象、評価は統計が対象になっており、後者の方が範囲が広いので別立てで整理すべきではないか。
- ・ P 6(1)ウの①～⑨の目安については、①にのみ、「業務統計及び加工統計を含む。」と括弧書きがあるが、②以下の目安も業務統計及び加工統計を含むと考えられるので、「以下同じ。」等と記載すべきではないか。
- ・ 随所に「公的統計の提供」とあるが、提供だけでなく作成も重要。公的統計の作成・提供について国が責任を持つことを明示すべき。評価に関しては、市場化テストの関係で官民競争入札等監理委員会が行う評価と重複しないよう整理すべき。
- ・ 監理委員会は、統計の中身について見ていないのではないかと。主題として重複しても統計の質に関しては検討すべきではないか。
- ・ 評価に関して、統計委員会の評価は「第三者的」という表現は不適切。むしろ、外部のユーザー等の第三者評価を取り入れる仕組みが必要ではないか。
- ・ ①P 8末尾の「各府省で統一的な基準」が、P 9(3)アで言う「自己評価のためのガイドライン」を指すのであれば、それが分かるよう修文した方が良い。②P 7アにおいて、「統計リソースの確保という視点」とあるが、ここは「統計の体系的な整備という視点」などに差し替えるべき。③P 7イ(ウ)で、「必要なリソースを確保するため」とあるが、必ずしもそうとは言えない。また、「結果として」ではなく、「実施するなどにより、府省内に」とすべき。④P 9(3)エの「財務省に対する予算審査意見の提出の仕組み」は、各府省の負担軽減に直接つながらないので不要。

【Ⅱ 公的統計の整備の考え方（スキーム・基準関係）：統計基準の設定】

- ・ P 10(2)の末尾の「統計基準の候補について、必要な措置」の意味が不明。分かり易く書くべき。
- ・ P 11最上部の疾病分類に関する記述は、細かい運用上の話であり、削除しても良いのではないかと。

【Ⅲ 統計リソースの確保・有効活用等：統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用】

- ・ P 13(ウ)3段落目の記述は、まず①見直し・効率化を行い、さらに②リソースの活用を図り、その上で③必要なリソースの確保という順番にすべきではないか。
- ・ P 14b 2段落目で「製表・審査業務を中心に、機械化や民間事業者の活用による合理化・効率化の推進があった」との記述は、もっと各府省の努力があったことも記述すべき。また、ここで言う「民間事業者の活用」はコード付けや入力等であって、昨今の民間開放とは異なるので、誤解がないような表現にすべき。
- ・ P 15cの「部分最適」、「全体最適」の意味が明らかでない。別の表現にすべき。
- ・ P 15cは論理がおかしい。各府省でリソースを継続的に削減して苦しいということであり、府省ごとに部分最適化しているわけではない。また、時間の制約は従前から存在しており、リソース不足の

理由にするのは不適當。

- ・ 全体最適化を担う組織は、公的統計に責任を負うことを認識すべき。政策統括官は、財政当局等に働きかけを行うなど、各府省の取組に積極的な支援をしてもらいたい。具体的には、P15の(3)はまず、「政府全体の調整機能の発揮」が先であり、次に「各府省の取組」、最後は「各府省の取組みへの積極的な支援」と変更して、「情報共有・調整の場」や財政当局・組織担当部局に要求する場を利用して各府省が統計リソースの確保・有効活用に理解が得られるよう働きかける、という文言にしてほしい。
- ・ 現在の予算編成の枠組みを踏まえると、府省を超えたりリソースの最適化は、実際には非常に難しいのではないか。
- ・ 府省を超えたりリソースの最適化に困難な面があることは認識。ただし、基本計画を通じて関係府省の中で予算・人員等の調整を図る余地はあるものと考えている。
- ・ 政府全体の調整機能を担う組織として、統計委員会も含めてもらいたい。予算要求の際に、統計委員会の指摘を根拠にできれば有効だと考える。
- ・ P15dの人口千人当たりの比較のみでは、日本の統計担当職員数が諸外国と比較して「必ずしも十分とはいえない。」と表現するのは困難ではないか。また、P16の「共管・共同調査」については、運用を間違えると手続きが煩雑になるので、「共管・共同」により業務が効率化する場合に限定するなどの必要に応じた書きぶりにすべき。
- ・ P16アの最後の段落の「勤務年数の半分以上を統計関連業務に従事する職員」の確保を努力目標としているが、実現可能性を踏まえると困難であり、修正して頂きたい。
- ・ 中核的職員の定義が現行通りだと、統計部局がない府省は確保が困難ではないか。定義は「勤務年数の多くを」程度にした方が良いのではないか。
- ・ 既存統計の見直し・効率化等に中核的職員が必要であるという原則論を書くべきであり、ここで実行可能性に配慮した表現をすべきではない。

【Ⅲ 統計リソースの確保・有効活用等：実査体制（統計専任職員等）】

- ・ P18のアの末尾に「地方統計機構の機能を維持しつつ」とあるが、もう少し前向きな表現にしてはどうか。
- ・ ①P18アの最後の段落で、国と地方が協働とあるが、国の統計は国の責任で実施することが前提であることを明示すべき。②P21の地方分権の関係では、「留意する必要」ではなく、「的確な対応が必要」といった表現にできないか。③P22イでは、統計専任職員の人員数について触れていないが、地方分権の議論によっては、現在国の出先機関が担っている統計調査を地方の統計主管課に移管するといった話も出かねず、量の問題も視野に入れておくべき。欠員の存在の問題があるのならば、統計の重要性について首長に訴え欠員の解消に努めるといった積極的な取組も必要ではないか。
 - 地方分権改革推進委員会と統計委員会での議論が同時並行的に進むことになり、当方での議論が勇み足になっても困る。
 - 地方分権改革推進委員会と統計委員会との間での調整や連携が困難と言うことであれば、統計委員会として政府に対して言うべきことは言うべき。
 - 地方分権については、地方分権改革推進委員会の議論の進捗に応じて、統計委員会や基本計画部会で対応を検討するものであり、地方分権改革推進委員会の議論の行方が見えない現状で、WGの報告に「対応の必要」まで書く必要は必ずしもないと考えたところ。
 - 地方分権改革推進委員会では農水省の統計調査の地方への移譲を求められており、国庫支出に直

結する調査を利害関係を有する地方に移譲するのは難しい、弱体化している地方統計機構の現状を踏まえるとの確な調査は難しいと主張しているところ。WG報告では単に「留意する」とどめず、何らかの対応を行う旨記述されたい。

- 分権で業務が移譲した場合、人・予算の移譲についての詳細は不明である。また、現行では、大きなセンサスを統計主管課は実施しているし、業務主管課に移譲する可能性もあり、まだ不明の点が非常に多いことから「留意する」という文言にしている。
- ・ 地方のリソースについては、地方の実情や意見は区々であり、また、地方の行財政改革の進展から、国がリソースを配分しても、そのまま地方で受け入れられる状況にないため、P22イの表現に止めている。地方リソースの関係では、むしろ（3）アの①～③の取組が重要と認識。
 - P19のエもそうだが、国のリソースに比べ、地方のリソースに関しては取組が消極的な印象を受ける。
 - 財務当局の態度は非常に厳しいので慎重な対応が必要。
 - 実情が困難な状況であるというのは分かるが、そのことが必要な要員を置かないということにはならない。
- ・ P18の第2段落では、地方統計機構の維持を前提とした論理になっているが、民間開放等代替手段の検討が先にあるべき。人員の配置には都道府県それぞれに人事・組織面で固有の事情があり、量の増加を安易に打ち出すべきではない。
- ・ P22イの記述は、工夫の余地があるか検討してもらいたい。地方統計機構の充実に首長の理解を得ることは重要なので、そのことを記述できないか。

【Ⅲ 統計リソースの確保・有効活用等：統計職員等の人材の育成・確保、関係機関等（学界等）との連携強化、統計の中立性】

- ・ P26の研究会の成果については、HPで公表しており、「政府間で十分に共有されておらず」というのは事実と異なると思われるのでおかしいのではないか。また、P27ア2段落目の「圧力に屈した」は報告書の表現として不適當。
- ・ 各府省での対応の現状を見た場合、統計の質の改善に寄与するような貴重な研究成果等が政府間で十分に情報共有できているとはいえない。
- ・ P25「関係機関等（学界等）との連携強化」の項目は、研究開発の重要性を述べる箇所と認識。学界等との連携強化はそのための手段であり、連携強化をタイトルにするのはおかしいのではないか。
- ・ P28の事前情報は、広範囲に協議する場合もあり、規定し得るのか。各府省に確認が必要。
- ・ 規定ぶりに工夫が必要だが、IMF等でも定めていることもあり、国際的に見ても規定すべきと考える。

議題2：その他

- ・ 報告書案について、なお意見をお持ちの場合は、7月24日（木）12時までに事務局へ修正案文を提出いただきたい。
- ・ 次回は、7月28日（月）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室で開催する。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>